

～ 障がい者控除対象者認定に関するQ & A ～

どういう状態だと障がい者控除対象者として認定されるの？

(認定の目安は次のとおりです。)

- ・一日の大半をベッドの上で過ごし、移動・食事・排泄・入浴・着替えにおいて、部分的に介助が必要である。
- ・物忘れ、記憶障がい、妄想、徘徊又は、意思疎通が困難など認知症の症状がある。

障がい者控除対象者認定を受けるのには医師の診断書が必要な？

あなたが要介護（支援）認定を受けるために行った調査の結果を用いて、障がい者控除対象者認定を行うことができるので、診断書は不要です。ただし、要介護認定を受けていない方は診断書等が必要になります。

障がい者控除対象者認定は、毎年受けないといけないの？

一度認定を受ければ、毎年認定を受ける必要はありません。税の申告等の際には、認定書を提示するか又はコピーを添付してください。

なお、交付された認定書の区分が「障がい」である方の障がいの程度に変更があった場合は、「特別障がい者」の区分での認定を受けられることがありますので、認定書が交付された高齢者支援課又は各支所の保健福祉課及び保健福祉担当の窓口にご相談ください。

非課税でも認定を受けた方がいいの？

所得税や住民税が非課税の場合は、認定を受ける必要はありません。ただし、あなたを扶養親族としている方が課税されている場合、あなたが障がい者控除対象者認定を受けることにより、その方が障がい者控除を受けることができます。

身体障がい者手帳を持っていても認定を受けたほうがいいの？

認定を受ける必要はありません。障がい者手帳のほか、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方についても、手帳により障がい者控除を受けられるので認定を受ける必要はありません。ただし、手帳により受けられる障がい者控除の区分が「障がい者」である方が、より控除額の多い「特別障がい者」として控除を受けようとする場合、認定が必要です。